

長野賞論文

# 米ドル決済システム構造に見る 経済制裁の有効性に関する考察

松本 栄子\*

## The Effectiveness of U.S. Financial Sanctions in the International Financial System

MATSUMOTO Eiko

This article examines the effectiveness of U.S. financial sanctions against North Korea in the international financial system. Two techniques of financial sanctions are used by the U.S. Department of the Treasury.

First, The Office of Foreign Assets Control (OFAC) of the Department of the Treasury freezes assets of the country and of specific individual nationals.

The second technique is conducted by the Financial Crime Enforcement Network (FinCEN), a bureau of the Department of the Treasury.

This article examines the effectiveness of US financial sanctions against North Korea by the USA Patriot and OFAC, and the influence on banks outside the United States through the analysis of the function of freezing assets in the international financial system.

**キーワード**：米国による経済制裁、マネー・ローンダリング、資産凍結機能

**Keywords**：Financial sanction in the United States, Money Laundering, Freezing assets

---

\* 東洋英和女学院大学大学院 国際協力研究科 国際協力専攻 修士課程 2011年3月修了生  
M.A. in Social Sciences, Department of International Cooperation, The Graduate School of Toyo Eiwa University, March 2011

## はじめに

本論は米国の北朝鮮に対する経済制裁のケーススタディを通じて、国際金融の米ドル決済システム構造に基づく経済制裁の有効性について考察し、米国による経済制裁の問題点と非米国系金融機関への影響、日本による経済制裁の問題点を纏めた修士論文の概要である。

冷戦終結後、旧ソ連を始め東欧諸国が民主化し東西冷戦構造が崩壊すると、通常兵器を用いる地域紛争が頻発し、安全保障の中心課題は、宗教、民族、分離独立等を標榜するテロへ変化してきた。地域紛争の頻発やテロリズムの脅威が広がり、安全保障の問題も国境を越え、越境組織犯罪やテロリズム等へと拡大した。

このような潮流の中で勃発した2001年の同時多発テロは、米国にとって国家安全保障問題であっただけでなく、国際社会全体にとっても緊急にテロ防止の協力体制を組む必要性をつきつけた。

このような背景により、国際テロリズムに対する国際機関や各国での法的対応は急速に各国共通の関心事項となり、それを契機に各国でマネー・ロンダリング規制、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散を主たる規制対象として制裁措置が講じられた。

日本においては「外国為替及び外国貿易法」を中心とした制裁措置を実施し、米国においては、従来から「米財務省外国資産管理室 (Office of Foreign Assets Control)」による制裁措置があったが、2001年にさらに「愛国者法 (USA PATRIOT ACT)」が制定された。

米財務省による経済制裁の手法には二つある。一つ目の手法は、米財務省外国資産管理室が国、団体、個人に対して経済制裁と禁輸措置を行う方法である。二つ目の手法は、「米財務省金融犯罪執行機関連絡室 (Financial Crime Enforcement Network)」が所管する「愛国者法」であり、いずれも国際金融の米ドル決済システム構造を活用したものである。

米財務省による経済制裁は、米ドルが国際金融取引における主要な決済通貨として利用され

ている事実を背景に、在米支店を有する非米国系金融機関にも資産凍結義務が発生する。これにより、自国の経済制裁を広範に適用出来る仕組みとなっている。

それでは、なぜ非米国系金融機関に資産凍結義務が課せられているのか。まず、国際金融の米ドル決済システムの構造から米国の経済制裁の特徴を分析する。

2005年9月15日に米財務省金融犯罪執行機関連絡室が、マカオに拠点を置くバンコ・デルタ・アジアが北朝鮮の違法な金融活動に関わっていると、「愛国者法」第311条に基づき“マネー・ロンダリング主要懸念銀行”に指定した<sup>1)</sup>。その結果、同行は世界の米国系金融機関と取引することが出来なくなり、あらゆる米ドル取引から締め出されることとなった。この措置は、北朝鮮に対する経済制裁として効果があったといわれている。

本論では米国の北朝鮮に対する経済制裁に関し、2001年9月11日に発生した同時多発テロを契機として制定された「愛国者法」によるバンコ・デルタ・アジア制裁、ならびに伝統的な米財務省外国資産管理室による「敵対通商法」、「国際的緊急事態における経済権限法」に基づく「外国資産管理規則」の内容を考察し、米国の経済制裁の特徴である米ドル決済システム構造を背景とした資産凍結機能を分析することを通して、経済制裁の有効性とその問題点を考察する。

尚、経済制裁手段は大きく三つに分けられる<sup>2)</sup>。  
①財政・金融上の措置、②通商、貿易上の措置、③在外資産に対する措置であるが、本論では①財政・金融上の措置と③在外資産に対する措置に着目し、米財務省による在外資産に対する措置として「愛国者法」によるバンコ・デルタ・アジア制裁、ならびに「外国資産管理規則」における国際間の資金決済に使用される米ドル決済システムの経済制裁手段としての有効性を考察する。

また、「経済制裁」の定義を「国際法規範に違反した国や、国際的に約束された義務の不履行国に対して経済的な力による対抗措置によ

り、これらの国の不法行為を停止させ、権利や利益を著しく侵害された国の法益や安全を回復、あるいは国際社会の平和を復活させることを目的とする行為<sup>3)</sup>とする。

## 1. 近年の経済制裁動向

本章では、米国による経済制裁を考察する前に、経済制裁の歴史的展開を振り返り、冷戦以降の安全保障の変化に伴う制裁対象者の変化を分析する。

近年の経済制裁の特徴として、特定の有責の指導者や特権階級の資産凍結を行う「スマート・サンクション (Smart Sanction)」の手法として金融上の措置が有効な手段として用いられるようになり、近年の経済制裁は質的变化を遂げている。

経済制裁は古典的な政治的手段の一つで、第一次世界大戦以降、経済制裁の概念が定着し、国連ならびに米国を中心に非軍事的な措置として発動するようになった。

1990年の冷戦終結後、冷戦期において二極システムの一翼を担っていたソ連が崩壊し、安全保障の問題が国境を越え、越境組織犯罪やテロリズム等が拡大し、制裁対象者が国家以外のアクターに拡大した。特に2001年の同時多発テロ以降、国際社会全体にとって緊急にテロ防止の協力体制を組む必要性をつきつけ、同時に核兵器ならびに大量破壊兵器 (WMD)、及びミサイルを使用したテロ活動の可能性に対する脅威認識が高まり、核不拡散、大量破壊兵器の不拡散に向けた動きが加速した。

このような背景により、網の目をかい潜るように活動するテロリストへの資金援助を阻むため、国際テロリストの財産はもちろんのこと、特定の人物および団体に焦点を絞り、金融上の措置が戦略的に科されるようになった。

すなわち、金融上の措置が有効な手段として用いられるようになり、金融機関は制裁参加者としての役割が求められている。以下で具体的な例として、近年の経済制裁の動向として国連安保理決議による経済制裁について考察する。

## 1.1 国連安保理決議による経済制裁

国連による経済制裁は、国連安保理決議の発動によるものである。国連安全保障理事会による強制措置の発動と権限の手続きを規定する「国連憲章」第7章に基づいて、制裁措置を発動出来る条件として「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為」(第39条)<sup>4)</sup>の三つを掲げている。

経済制裁の手段については、「国連憲章」第41条に「経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことが出来る。」と定められており、2000年以降の経済制裁で最も発動されているのは武器禁輸である。

これまで、国連安全保障理事会は北朝鮮に対して、二つの国連安保理決議に基づいて経済制裁を実施している。第一が2006年10月9日に北朝鮮による核実験の実施を受けて同年10月14日に採択した「国連安保理決議第1718号」、第二が2009年5月に二度目の核実験に対して同年6月12日に採択した「国連安保理決議第1874号」である。現在、北朝鮮に適用されている措置は、貿易関連の措置のほか、金融上の措置、旅行禁止措置がある。

## 2. 米国による経済制裁

本論の目的である米ドル決済システム構造に見る経済制裁の有効性を考察する前に、資産凍結措置の機能を分析する必要がある。このため、本章ならびに第3章では米国の北朝鮮に対する経済制裁に関し、二つの側面から分析を行う。

一つは2001年9月11日に発生した同時多発テロを契機として制定された「愛国者法」によるバンコ・デルタ・アジア制裁であり、もう一つは伝統的な米財務省外国資産管理室による「敵対通商法」、「国際的緊急事態における経済権限法」に基づく「外国資産管理規則」による北朝鮮に対する経済制裁である。

「愛国者法」の第3章の「国際的マネー・ローンドリング防止」の規定は、国際金融の米ドル

決済システム構造のコレレス口座を通じてテロ活動資金を米国内に送金させた事実を鑑みてコレレス銀行業務の規制の強化を狙ったものである。

そこで、コレレス銀行業務とはどのような構造であるのかを明らかにし、同法第311条を中心にマネー・ローンダリング防止の内容を考察する。次に、事例研究として北朝鮮資産の封じ込めに活用されたバンコ・デルタ・アジア制裁に関し、米国法の特徴である域外適用として第三国における非米国系金融機関の資産凍結機能を確認する。

## 2.1 米国の経済制裁の特徴

米財務省による経済制裁の手法は二つあるが、いずれも国際金融の米ドル決済システム構造を活用したものである。最初の手法は、「米財務省外国資産管理室」が国、団体、個人に対して経済制裁と禁輸措置を行う方法である。

二つ目の手法は、「米財務省金融犯罪執行機関連絡室」が所管する「愛国者法」である。特に同法で注目すべきは、司法管轄権の域外適用規定として「米国域外で行われた金融犯罪についても、手段や収益が米国を経由、また米国に存する限り米国内の金融犯罪に適用されるのと同じ罰則が適用される」(第317条、第323条、第377条)と定められている点である<sup>5)</sup>。その意味するところは、米ドル取引は場所を問わず全て米国のマネー・ローンダリング規則の対象となるということである。この米国法の域外適用によって米国以外の国にも経済制裁の義務が及び、そのコストは外国の金融機関と社会が負担している。

また、米財務省には、米国内で営業する全金融機関に対し制裁対象と該当国の金融機関との取引関係を断つよう命令する権限が与えられている。もし同規定が適用されれば、実質的に米ドルを使って取引をすることが出来なくなる。同じ経済制裁でも、米ドルを基軸通貨とする米国の経済制裁は特別の意味を持っているのである。

## 2.2 「愛国者法 (USA PATRIOT ACT)」と経済制裁

以下、現在、「愛国法」が経済制裁を実施する際の基本法となっている。そこでまず「愛国者法」の内容を説明し、さらに同法がどのようにして北朝鮮制裁に運用されているかを明らかにする。北朝鮮資金の封じ込めに活用されたバンコ・デルタ・アジアに対する制裁は、「愛国者法」第311条の「マネー・ローンダリング主要懸念銀行」が適用されたものである。同法は、2001年9月11日の同時多発テロを未然に防止することが出来なかったことを鑑みて、捜査権限を改善する目的で制定された。

## 2.3 国際的マネー・ローンダリング防止の法律

次に、同法第3章の「国際的マネー・ローンダリング防止規定」について検討を行う。「愛国法」第3章は、「国際的なマネー・ローンダリング防止およびテロ資金供与防止法 (International Money Laundering Abatement and Anti-Terrorist Financing Act of 2001)」で、金融機関におけるマネー・ローンダリング関連条項が定められている。

同法は、テロリストの資金源を根絶するために「金融機関記録保存ならびに銀行秘密法 (Financial Institutions Recordkeeping and Bank Secrecy Act)」と「マネー・ローンダリング規制法 (The Money Laundering Control Act)」が改正され、「国際的なマネー・ローンダリング防止およびテロ資金供与防止法」が制定された。

## 2.4 コレレス銀行業務の構造

「愛国者法」第311条を分析する前に、コレレス銀行業務の構造とその性質について考察する。

クロスボーダー取引に係る決済の場合、国内取引のように中央銀行のような機能(すべての銀行間決済は中央銀行にある市中銀行の口座を通して行われる)を果たす機関は存在しない。このため銀行は各国の有力銀行と「コレレス契



約 (Correspondent Agreement)」を締結し、コルレス口座を通じて銀行間の資金決済が行われる。国際間の資金決済は通貨母国の金融市場で行われ、米ドル取引は米国系金融機関が保有するコルレス口座を通じて行われる。米国による在米資産の凍結措置の特徴は、米ドル取引が全て米国の金融機関を通じて行われるコルレス銀行業務の構造を利用したものである。

しかし、コルレス銀行業務の特徴は、必ずしも直接の取引関係がない複数の金融機関を経由した大量の資金の流れが関係する業務であり、短時間に大量の取引が完結する。多くの場合、銀行間における決済尻の決済に際して、コルレス先から依頼された取引をそのまま処理する事になる。このため、潜在的にマネー・ロンダリングを行う者にとってコルレス口座は利用しやすい構造となっており、金融機関が非合法行為と関係する取引を発見し、未然に取引を阻止することは困難である。

「愛国者法」第3章の制定背景、ならびにコルレス銀行業務の構造と性質を考察し、コルレス口座がマネー・ロンダリングとして悪用されやすい性質があることを考察したが、これらを踏まえて同法第311条に基づいたコルレス銀行業務の資産凍結機能を考察する。

## 2.5 資産凍結機能

「愛国法」第3章は、米国系金融機関に対して遵守義務の強化を定めている。特に、従来、米ドル決済システムの抜け穴となっていたコルレス銀行業務に関し、同法第311条において米財務長官が「マネー・ロンダリングに大きな懸念がある」と認めた外国銀行に対して、米国系金融機関はコルレス口座を開設、維持してはならず (第311条)、外国銀行とコルレス契約のある米国系金融機関に遵守義務を課している。

つまり、米財務長官に指定された外国銀行のコルレス口座の使用禁止により、外国銀行は各国の金融機関との米ドル建取引の資金決済を行うことが出来ず、結果、米ドル資産の移転手段を失うことになる<sup>6)</sup>。

それでは、非米国系金融機関はどのような影響を受けるのだろうか。米ドル建取引の決済は最終的に米国系金融機関が保有するコルレス口座を通じて行われるため、非米国系金融機関であっても実質的に米国の司法管轄下にある<sup>7)</sup>。また、同法第314条a項において、米国に所在しない非米国系金融機関であっても指定対象者との米ドル建取引を行ってはならないことになる。

このように、「愛国者法」第3章は、テロ活動資金の米国への流入を防止するため、米財務長官の判断で、外国銀行を制裁対象に指定することで米国系金融機関ならびに非米国系金融機関に遵守義務が生じて外国銀行との取引が出来なくなる。従って、同法第311条を中心とする規定は、実質的に米ドル資産の資産凍結機能を有していると言える。

## 2.6 バンコ・デルタ・アジア制裁の効果

本節では、コルレス銀行業務の構造を背景とした「愛国者法」第311条による資産凍結機能の事例研究として、バンコ・デルタ・アジアと北朝鮮による米ドル資金の移転手法を考察し、これらを踏まえて、第4章では経済制裁の有効性について考察する。

米国による北朝鮮への経済制裁の一環として、米財務省は2005年9月15日にバンコ・デルタ・アジアを北朝鮮政府、同国金融機関と企業の違法活動に関わる疑惑行として「愛国者法」第311条の「マネー・ロンダリング主要懸念銀行」に指定し、米財務省は米国系金融機関に対して、同行と直接、間接的な取引を禁じる特別措置 (Special Measure) を発動した。これを受けてマカオ政府は、同行が保有する北朝鮮に関連する52口座、2,500万米ドルを資産凍結した。

2007年3月14日、米財務省は一年半の調査を経て、同行が適切なマネー・ロンダリング対応態勢を整えていないとの最終判断を下し、同行を含むグループ会社は米国金融システムから排除された<sup>8)</sup>。

しかし、制裁対象者を米国金融システムから

排除しても、「愛国者法」において非米国系金融機関との米ドル以外の通貨建取引は禁止することは出来ず、米国域外取引として他通貨による決済手段が残るため、経済制裁としての効果が減少することが考えられる。バンコ・デルタ・アジアの事例は、「愛国者法」第311条に基づく資産凍結機能があるのかどうか、格好の例を提供している。以下、その効果を分析する。

まずコルレス銀行業務の構造を背景とした資産凍結の事例研究として、バンコ・デルタ・アジアと北朝鮮による米ドル資金の移転手法を考察し、「愛国者法」による米ドル資産凍結機能と、「マネー・ローンダリング主要懸念銀行」指定による米ドル以外の通貨建取引への影響を考察する。

バンコ・デルタ・アジアは北朝鮮政府と友好関係にあった。同行は北朝鮮政府と企業が不法行為で得た資金を、自行が保有する北朝鮮のフロント会社The International Finance Trade Joint名義の口座を通じて、北朝鮮の商業銀行Foreign Trade Bankへ送金を行っていた。北朝鮮資産の移転の抜け穴となっていたのが、バンコ・デルタ・アジアが世界各国の金融機関に保有するコルレス口座である。同行は海外の金融機関に9通貨のコルレス口座<sup>9)</sup>を持っており、その中に米国の金融機関2行(HSBC Bank USA, Israel Discount Bank of New York)が含まれていた。当時、米国系金融機関にコルレス口座を保有していないため米ドル建決済を行うことが出来なかった北朝鮮の商業銀行Foreign Trade Bankは、同行を通じて米ドル資産の移転を行っていた<sup>10)</sup>。

この事例は、コルレス銀行業務について「マネー・ローンダリング主要懸念銀行」に指定された金融機関が米ドル決済システムから排除され、同行が保有する米ドル資産を移転させる手段を失うため、「愛国者法」第311条を中心とする条項は米ドル資産の資産凍結機能があると考えられる。しかし、バンコ・デルタ・アジアは非米国系金融機関との間に8通貨、14口座のコルレス口座を保有しており、これは同行が米ド

ル以外の決済手段を保有していることを意味している。

## 2.7 小括

これまで、米国による経済制裁として冷戦以降に拡大した越境組織犯罪やテロリストへの資金供与を防止し、経済制裁の実効性を高めるために金融機関におけるマネー・ローンダリング防止の手法が重視されており、2001年の同時多発テロをきっかけとして制定された「愛国者法」第3章による資産凍結機能を考察した。

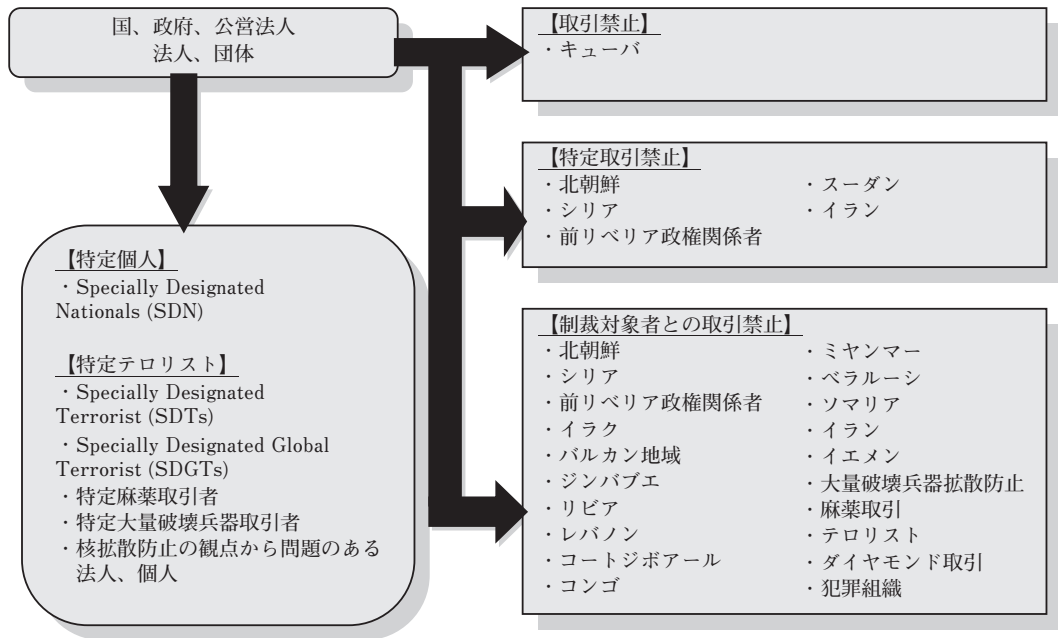
同法第311条は、米財務長官の判断で外国銀行を制裁対象として指定することにより、米国系金融機関、ならびに非米国系金融機関に遵守義務が生じ、外国銀行との取引が出来なくなり米ドル決済システムから排除されるため、米ドル資産の資産凍結機能を有していると言える。

一方、バンコ・デルタ・アジアの事例研究において、同行が「マネー・ローンダリング主要懸念銀行」に指定された事による米ドル以外の通貨建取引への影響に関しては、まず、金融業界の標準を作成する事を目的としている民間銀行団体「ウォルフスバーグ・グループ」<sup>11)</sup>は、バンコ・デルタ・アジアのようなマネー・ローンダリングリスクのある金融機関とのコルレス関係の維持を否定しておらず<sup>12)</sup>、その判断は各国政府、各金融機関に委ねられている。また米ドル以外の通貨建の決済処理は、米国以外の国で行われるため、米国域外取引として決済手段が残る事になる。従い、「愛国者法」第3章は米ドル資産凍結の機能を有しているが、他通貨による決済手段が抜け穴となるため、その機能は限定的である。

## 3. 米財務省外国資産管理室による経済制裁

本章では、伝統的な米財務省外国資産管理室による経済制裁を採り上げ、米ドル決済システム構造と国際的なメッセージ通信を提供する組織SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)<sup>13)</sup>の役割、ならびに非米国系金融機関への影響について考察す

図1. 制裁プログラム (2013年1月19日現在)



出典：US Department of The Treasury, Sanctions Programs and Country Information

<<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx>>の資料に基づいて筆者が作成。

る。さらに米国の北朝鮮に対する経済制裁の事例研究として米財務省外国資産管理室による「敵対通商法」、「国際的緊急事態における経済権限法」に基づく「外国資産管理規則」を考察し、米ドル決済システム構造における資産凍結機能を確認する。

米国政府は、外交政策や国家安全保障政策に照らして経済制裁の対象国、団体、個人、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器拡散に関与する者に対し貿易取引の制限や資産凍結を科している。その執行機関が米財務省外国資産管理室であり、米国民、米国企業は制裁プログラムに基づいて制裁対象が保有する資産を凍結する義務が課されている。

米財務省外国資産管理室による制裁プログラムは、現在、17カ国、5分野に対して制裁措置を実施しており、制裁対象とその内容は米財務

省外国資産管理室のホームページに掲載され、頻繁に更新される<sup>14)</sup>。

### 3.1 米ドル決済システムの構造とSWIFT

現在、制裁対象者リスト“Specially Designated Nationals (SDN)”には4,000以上の制裁対象者（個人、企業）が掲載されており、米国系金融機関が保有する送金データはSDN検索システムを通じてシステムチェックを行う仕組みを構築している<sup>15)</sup>。

これらの米ドル決済システム構造のインフラを支えるのが、国際金融に関するメッセージ通信のSWIFTであり、送金取引がSWIFTを通して行われる事により、制裁対象者が関係する取引を自動的に資産凍結する事が可能となり、資産凍結機能を有していると言える。

### 3.2 非米国系金融機関への影響

経済制裁としての実効性を高めるためには、世界各国の非米国系金融機関による抜け駆けをなくす必要がある。米財務省外国資産管理室による経済制裁について、非米国系金融機関への影響を概観し、米財務省外国資産管理室の経済制裁に協力するインセンティブがどのように働いているのかを考察する。

米財務省外国資産管理室による経済制裁は、米国に所在する金融機関だけでなく在米支店を有する非米国系金融機関に対して凍結義務を課すことにより適用範囲を広く解釈している。このため、営業拠点が米国に所在しない金融機関であっても、米ドル建決済取引を扱う金融機関は本規則の適用を受けることになる。

このように、非米国系金融機関に対しては、米国の域外適用により米ドル取引、ならびに米国が関与する取引が禁止されているが、非米国系金融機関が米財務省外国資産管理室による経済制裁に協力せざるを得ない理由が、違反した場合に高額な罰金が科せられる事である。

米財務省外国資産管理室が2008年9月8日に「経済制裁執行ガイドライン (Export Sanction Enforcement Guidelines)」を定め、「国際的緊急事態における経済権限法」に基づいて民事上の罰金の最高額が引き上げられた<sup>16)</sup>。罰金基準の引き上げは、米財務省外国資産管理室による経済制裁に違反した可能性のある金融機関が自ら名乗り出て、制裁プログラムの執行に役立つ情報の開示を促すインセンティブが働く事を狙ったものである。

しかし、米国法であるにも拘わらず、非米国系金融機関は是正措置に関わるシステム対応等に掛かる膨大なコストを負担しなければならない。

### 3.3 北朝鮮制裁と「外国資産管理規則」への影響

本節では、米財務省外国資産管理室による経済制裁の事例研究として、北朝鮮の非核化、ならびに大量破壊兵器の不拡散に向けた経済制裁

について、対北朝鮮政策の特徴と「外国資産管理規則」への影響について考察する。

北朝鮮に対する米財務省外国資産管理室による経済制裁の歴史は古い。1950年12月16日の中国の朝鮮戦争への参戦を機に米財務省外国資産管理室が「外国資産管理規則」を発動し<sup>17)</sup>、現在でも経済制裁は継続されている。特に北朝鮮が2006年と2009年の二度にわたって実施した核実験に対する国連安保理決議に基づいた制裁措置、六カ国協議の多国間交渉による制裁措置等が挙げられる。

現在の北朝鮮に対する米財務省外国資産管理室による経済制裁措置は二つある。その第一が資産凍結措置について制裁対象者との資産の譲渡、支払、預金口座の払戻を禁止している。第二が禁輸措置について制裁対象者との貿易取引が禁止されており、製品化されたものや第三国を経由したものについても禁止されている<sup>18)</sup>。

2001年から2008年のブッシュ政権期の北朝鮮情勢を概観すると、北朝鮮が2006年と2009年に二度の核実験を実施したことで<sup>19)</sup>、国連安保理決議が採択されている。注目すべきは六カ国協議の多国間交渉の中で、米国が制裁措置の緩和を行っていることだ。米国は2008年6月26日に北朝鮮に対する「敵対通商法」の適用を解除し、制裁は「国際的緊急事態における経済権限法」へ移行した<sup>20)</sup>。あわせて米国は北朝鮮に対するテロ支援国家の指定を解除している<sup>21)</sup>。これは、ブッシュ大統領が早く「第二段階」に区切りをつけ、六カ国協議を再開して核施設解体など「最終段階」の措置について議論に入る事を望んでいたことが理由として挙げられる。

### 3.4 小括

冷戦崩壊後の安全保障体制の変化に伴い、制裁対象者の性質が変容し、従来、原則として国家であったものが、非国家主体へ範囲が拡大している事を考察した。これらを背景として、米財務省外国資産管理室による経済制裁は、米ドル建取引の資金決済がSWIFTを通じた米ドル決済システムによって行われる事により、制裁対



象者が関係する取引を自動的に資産凍結するしくみを構築し、米ドル建取引と米国が関与する他通貨建取引に関して資産凍結機能を有していると言える。

一方、テロリストに対する国際社会の脅威認識の高まりにより、テロ活動資金の移転を防止する為には金融機関が経済制裁の担い手としての機能が求められている。これらは、米国系金融機関だけでなく非米国系金融機関においても制裁プログラムに違反した場合の高額な罰金を回避するためのシステム対応等の膨大なコストを負担する事になり、金融機関は経済制裁の参加者としての加重が加わっている。

このように、北朝鮮に対する米財務省外国資産管理室による経済制裁は、制裁対象者の在米資産の凍結、ならびに制裁対象者との特定取引を禁止し、非米国系金融機関もこれらの制裁プログラムに違反しないために膨大なコストを負担する事になるにもかかわらず、一方で米国の北朝鮮に対する制裁措置は決して有効ではないと言える。

#### 4. 資産凍結機能と経済制裁の有効性

##### 4.1 二つの観点からの経済制裁の有効性の検証

本章では、第2章で考察した「愛国者法」と第3章で考察した米財務省外国資産管理室による経済制裁の資産凍結機能を踏まえて、以下の二つの視点から米ドル決済システム構造に見る経済制裁の有効性を分析する。

第一に、2005年の北朝鮮資産の封じ込めに利用されたバンコ・デルタ・アジア制裁、北朝鮮による二度にわたる核実験に対する国連安保理決議（第1718号、第1874号）の発動時点での北朝鮮と六カ国協議参加国（米国、日本、韓国、中国、ロシア）との貿易取扱高の推移を分析する。これにより、北朝鮮の友好国との貿易取引の継続により、米ドル以外の通貨建の決済手段が抜け穴となり、経済制裁の有効性が低くなる事を検証する。

第二に、北朝鮮の核放棄を目的とした六カ国

協議の交渉過程において、米国は2008年の「敵対通商法」、ならびにテロ支援国家の指定解除を行っているが、米国の切り札としての制裁緩和と北朝鮮の動向を踏まえて、経済制裁の有効性を考察する。

##### 4.2 バンコ・デルタ・アジアの資産凍結の効果

まず、2005年9月15日に米財務省がバンコ・デルタ・アジアを「マネー・ローンダリング主要懸念銀行」に指定した時点における六カ国協議参加国の北朝鮮との貿易取扱高の推移を分析する。北朝鮮の最大の貿易相手国である中国の北朝鮮との貿易取扱高（輸出入合計）が、バンコ・デルタ・アジアが制裁措置を受けた2005年から2006年にかけて急増している。米財務省によるバンコ・デルタ・アジアへの「マネー・ローンダリング主要懸念銀行」の指定によって、米国、韓国、日本、ロシアは北朝鮮との貿易取引を回避したが、中国は北朝鮮との貿易取引を増加させ、北朝鮮の外貨資金の獲得を支援したことが分かる。

これらを踏まえると、バンコ・デルタ・アジア制裁は、北朝鮮が同行に預託している資産が凍結されたことと、同行による米ドル建取引が出来なくなったという効果があった。しかし、北朝鮮と中国との貿易には影響せず、北朝鮮は米ドル以外の他通貨による決済手段を確保している。これらが抜け穴となったため、経済制裁は予想されたほどの効果を発揮することが出来なかったと言える。

##### 4.3 国連による経済制裁の効果の検証

次に、北朝鮮による二度の核実験に対する二つの国連安保理決議（第1718号、第1874号）が採択された時点における貿易取扱高の推移を分析する。

北朝鮮が二度に亘る国連安保理決議の採択を受けても、中国とロシアは北朝鮮との貿易取引を回避せず、かえって制裁措置の抜け駆けにより貿易取扱高が急増している。なぜならば、国

連安保理決議は建前では全加盟国に履行を義務付けているが、実際には不履行国に対して罰則規定がなく、国連加盟国の国内履行は各国の自

主性に委ねられているからである。これは国連連安保理決議による経済制裁に強制力がないことが原因である。

表1. 対北朝鮮貿易統計（年間ベース：2000年～2010年）（単位：百万米ドル）

		2000	2001	2002	2003	2004	2005 BDA	2006 決議1718	2007 BDA	2008 テロ解除	2009 決議1874	2010
米国	輸出	2.737	0.650	25.012	7.977	23.750	5.757	0.000	1.728	52.151	0.857	1.931
	輸入	0.154	0.026	0.074	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	バランス	2.583	0.624	24.938	7.977	23.750	5.757	0.000	1.728	52.151	0.857	1.931
	輸出入合計	2.891	0.676	25.086	7.977	23.750	5.757	0.000	1.728	52.151	0.857	1.931
日本	輸出	206.760	1,064.519	132.645	91.445	88.743	62.505	43.816	9.092	7.664	2.722	0.000
	輸入	256.891	225.618	235.840	174.390	164.299	132.277	77.776	0.000	0.000	0.000	1.931
	バランス	-50.131	838.901	-103.195	-82.945	-75.556	-69.772	-33.960	9.092	7.664	2.722	1.931
	輸出入合計	463.651	1,290.137	368.485	265.835	253.042	194.782	121.592	9.092	7.664	2.722	1.931
韓国	輸出	0.123	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	輸入	2.937	4.066	1.166	14.221	22.904	42.308	23.965	0.000	0.000	0.000	0.000
	バランス	-2.814	-4.066	-1.166	-14.221	-22.904	-42.308	-23.965	0.000	0.000	0.000	0.000
	輸出入合計	3.060	4.066	1.166	14.221	22.904	42.308	23.965	0.000	0.000	0.000	0.000
中国	輸出	450.839	573.202	467.309	627.995	794.525	1,084.723	1,231.886	1,392.453	2,033.233	1,209.636	2,277.816
	輸入	37.214	166.727	270.863	395.546	582.193	496.511	467.718	581.521	754.046	500.645	1,187.862
	バランス	413.625	406.475	196.446	232.449	212.332	588.212	764.168	810.932	1,279.187	708.991	1,089.954
	輸出入合計	488.053	739.929	738.172	1,023.541	1,376.718	1,581.234	1,699.604	1,973.974	2,787.279	1,710.281	3,465.678
ロシア	輸出	35.631	56.099	47.404	112.343	204.665	224.402	190.563	126.068	97.005	41.06	83.622
	輸入	7.633	14.664	10.317	2.903	4.575	6.862	20.076	33.539	13.519	20.628	26.963
	バランス	27.998	41.435	37.087	109.440	200.090	217.540	170.487	92.529	83.486	20.432	56.659
	輸出入合計	43.264	70.763	57.721	115.246	209.240	231.264	210.639	159.607	110.524	61.688	110.585

出典：米国Global Trade Information社製World Trade Atlasの貿易統計データベースに基づき筆者が作成。

表2. 対北朝鮮貿易統計（輸出）（月間ベース：2006年、2009年）（単位：百万米ドル）

年月	2006											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
中国	67.632	48.172	91.970	128.647	111.002	132.224	98.185	111.781	106.898	113.826	107.654	113.896
ロシア	1.744	1.283	15.949	13.450	18.616	8.081	18.811	13.028	35.287	29.187	32.717	2.411
年月	2009											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
中国	84.758	91.042	129.057	130.547	128.155	186.564	144.711	0.000	0.000	0.000	0.000	314.801
ロシア	1.847	4.416	1.933	4.434	2.725	2.774	0.418	3.064	4.856	3.731	3.345	7.516

出典：米国Global Trade Information社製World Trade Atlasの貿易統計データベースに基づき筆者が作成。

#### 4.4 外交政策としての北朝鮮への経済制裁の効果

米国の制裁緩和と北朝鮮の動向を踏まえて、経済制裁の有効性を考察する。2005年9月15日に、米財務省はバンコ・デルタ・アジアを「愛国者法」第311条の「マネー・ローンダリング主要懸念銀行」に指定した。さらに2007年3月14日に1年半の調査を経て、米国政府はバンコ・デルタ・アジアグループを「マネー・ローンダリング主要懸念銀行」として最終決定を下した。しかし、そのわずか5日後に米国政府は北朝鮮の凍結資産の全額を北京の中国銀行にある北朝鮮口座へ一括して返還することに合意し、2007年6月に資金を返金している<sup>22)</sup>。

このように、「愛国者法」第311条による制裁措置は、これまで考察した米ドル決済システム構造を背景とした強固な資産凍結機能に相反して、事実上、骨抜きとなっていることを意味している。北朝鮮に対する経済制裁は、北朝鮮の核放棄を実現する手段としては有効ではなかった。

また、ブッシュ政権下において、六カ国協議の合意に基づく北朝鮮の核施設の無能力化に向けて、国務省による北朝鮮のテロ支援国家の指定を解除した。さらに、2008年には北朝鮮に対して適用していた「敵対通商法」を解除したことにより、北朝鮮は国際通貨基金、世界銀行から融資を受けることが可能となった。このように、北朝鮮の核放棄に向けて米国は六カ国協議の枠組みの中で北朝鮮に対する規制を徐々に緩和する対応を行っている。

しかし2006年7月5日のミサイル発射、2006年10月9日、2009年5月25日に北朝鮮が強行した核実験は、結果的には六カ国協議が北朝鮮の核開発に時間的猶予を与えたことになる。これは、六カ国協議という多国間の圧力を利用した米国の北朝鮮に対する経済制裁が失敗である事を意味する。

#### 4.5 小括

米国の北朝鮮に対する経済制裁に関し、「愛

国者法」によるバンコ・デルタ・アジア制裁、ならびに「敵対通商法」、「国際的緊急事態における経済権限法」に基づく「外国資産管理規則」による経済制裁は、米ドル決済システム構造を背景として米ドル建取引は全て資産凍結の対象となるしくみを構築している。しかし、米ドル資産の凍結を行っても、北朝鮮に対する二度にわたる国連安保理決議の採択、バンコ・デルタ・アジア制裁において友好国による経済活動の継続により、北朝鮮は米ドル以外の通貨建による外貨獲得が可能となるため、米財務省による経済制裁の効果は限定的である。

また、北朝鮮の核放棄を目的とした六カ国協議における交渉過程において、米国は2008年の「敵対通商法」、ならびにテロ支援国家指定の解除、ならびにバンコ・デルタ・アジアが保有する北朝鮮資産の凍結解除を行っている。これらの譲歩にもかかわらず、北朝鮮が2009年9月の核実験を強行した事は、六カ国協議という多国間の圧力を利用した米国の北朝鮮に対する経済制裁は効果が無かったと言える。

#### おわりに

##### 5.1 有効な経済制裁のあり方

米国の北朝鮮に対する経済制裁のケーススタディとして、「愛国者法」ならびに「敵対通商法」、「国際的緊急事態における経済権限法」に基づく「外国資産管理規則」による経済制裁の有効性について考察した。米ドル決済システム構造に基づく経済制裁は、域外適用により実質的に米国以外の第三国に対して資産凍結義務を課すことが出来る。しかし、米ドル資産の凍結措置を行っても、被制裁国が友好国との貿易取引を継続させることで外貨の獲得は可能であるため、経済制裁の効果は著しく減殺される可能性もある。

このように経済制裁の効果は限定されるが、それにもかかわらず近年の国際社会における制裁対象者の拡大にて経済制裁が多用されるようになってきている。経済制裁を実効あるものにするためにテロリストによる国際金融へのアクセス

の阻止を目的とするマネー・ローンダリング規制、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散を主たる規制対象とした法整備が進められている。特に金融機関はテロ活動資金の移転防止に向けた経済制裁の担い手として今まで以上に大きな役割が求められている。

## 5.2 米国による経済制裁の問題点と非米国系金融機関への影響

既に述べたように、米国による経済制裁は米ドル資産の凍結措置を行っても効果は限定的であるが、最近では米ドル以外の通貨建取引を取り締まる事により経済制裁の有効性を高める動きが見られる。

2011年12月15日にイラン中央銀行と取引実績のある非米国系金融機関に対して、米国系金融機関との米ドル建取引を禁止する「2012年度国防授權法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2012）」が米国議会上下両院で可決された。同法は、世界各国にイランに対する原油の禁輸措置を強制し、非米国系金融機関がイラン中央銀行と取引を行った場合、罰則として米国系金融機関と取引を行うことが出来なくなる。つまり、基軸通貨である米ドル建取引が行えない場合、国際金融の決済機能としての金融機関の経営にかかわる問題となる。

このように、米国による経済制裁は、自国の経済制裁の有効性を高めるために、非米国系金融機関に対して米ドル建取引と米国が関与する取引だけでなく、米ドル以外の通貨建取引についても遵守義務を拡大する事で、国内の政策を世界各国に強制する手法へ変化しつつある。

これまで考察したように、非米国系金融機関が取り扱う米ドル建取引は、米ドル決済システム構造により米財務省外国資産管理室による経済制裁の対象となっている。また、2008年の「国際的緊急事態における経済権限法」に基づく罰金基準金額の大幅な引き上げに伴い、非米国系金融機関は是正措置に関わるシステム対応等に掛かる膨大なコストを負担しなければならない。さらに、「2012年度国防授權法」の発効に

より、非米国系金融機関は米ドル以外の通貨建取引についても遵守義務が拡大する。

このように基軸通貨を振りかざした米国の経済制裁は、たとえ国内的な政策であっても、他の国とは異なり、被制裁国や制裁対象者だけでなく制裁措置に協力する友好国の社会と非米国系金融機関に経済的負担を強いるものとなる。

経済制裁の目的に立ち返ると、そもそも経済制裁とは「国際法規範に違反した国や国際的に約束された義務の不履行国に対して経済的な力による対抗措置により、これらの国の不法行為を停止させ、権利や利益を著しく侵害された国の法益や安全を回復あるいは国際社会の平和を復活させることを目的とする行為」<sup>23)</sup>である。

米ドル決済システム構造に基づく域外適用の仕組みにより、友好国に自国の制裁措置を強いる米国の経済制裁は、常に友好国や非米国系金融機関への影響を考慮し、基軸通貨を保有する国家として責任ある措置を行うべきである。

## 5.3 日本による経済制裁の問題点

視点を日本に移すと、金融機関における外国向送金の依頼受付に際しては、我が国の「外国為替及び外国貿易法」に加えて、ユーロ建取引については欧州連合の「EC条約」により国連安保理決議に指定された制裁対象者との関連取引ではない事の確認が求められている。さらに、2008年の「国際的緊急事態における経済権限法」に基づく罰金基準金額の大幅な引き上げに伴い、非米国系金融機関の遵守義務が大幅に拡大され、これらを遵守するための内部管理体制の是正、システム対応等の膨大費用は金融機関が負担している。これらの一連の対応は金融機関にとって人的労力を要するものである。また、直接的に業務収益等の向上に繋がるものではなく、むしろ必要に応じて相応の経営資源を投入し、対応しなければならぬという経営、財務上において大きな負担を強いられるものである。

日本の「外国為替及び外国貿易法」と米国の「愛国者法」ならびに「敵対通商法」、「国際



的緊急事態における経済権限法」に基づく「外国資産管理規則」の大きく異なる点は、米国法はより細かい点まで法律で定めているのに対して、日本は大枠を法律で定め、細かい点は検査マニュアルの改訂等の監督当局の指針で遵守させる点で監督スタイルの違いがある。このため、「外国為替及び外国貿易法」上の北朝鮮、イラン規制に関連する貿易規制の該当品目は一般に公表されず、監督当局による検査マニュアルの改訂によって金融機関に対して個別に通知されている。

金融実務の観点から見ても、遵守する義務を金融機関等のみに限定するのではなく、監督当局の情報開示により国民一人一人にもその重要性、必要性を認識、理解させなければならない。つまり、法規制の制改正、社会的インフラの整備を含めた国家レベルでの対応、これを踏まえたこの分野・問題に対する国民、顧客の認識、理解が必須であり、的確、厳格に対応する事は困難である。

テロ活動資金の移転防止、大量破壊兵器の拡散防止に向けた経済制裁は国家、企業に利益を生み出すものではなく、国民経済における利便性を向上させる要素は薄く、むしろ利便性を低下させるものである。しかし、国家、金融機関等に代表される各企業、そして国民一人一人がその重要性、必要性を確りと認識し、この共通の認識、理解の下で国家、国民、企業が連携して国際社会からテロ資金供与を防止する必要がある。

以上

## 謝辞

平成22年4月から東洋英和女学院大学大学院(国際協力研究科)に在学し修士論文を作成した。筆者にとって、学業、仕事の二足の草鞋を履いた学生生活は、厳しく険しい道のりであったが、それ以上に学ぶ喜びを感じ、実りある人生であった。

本論文を作成するにあたり、東洋英和女学院大学大学院(国際協力研究科)中岡望教授には

多大なるご指導をいただき言葉で言い尽くせないほど感謝の念を持っている。

また、金融実務の立場からご意見をくださった三井住友銀行の尾崎寛氏に深く感謝申し上げます。さらに様々な授業を通して本論文の参考となる知見を与えてくださった大学院の先生方、ご意見をくださった院生の方々、そして、これまで筆者の勤務先において様々なご指導してくださった方々に深く御礼申し上げます。

## 注

- 1) US Department of The Treasury, Treasury Designates Banco Delta Asia as Primary Money Laundering Concern under USA PATRIOT Act (Sep. 15, 2005) <<http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/js2720.aspx>> (Opened Oct. 21, 2012)
- 2) 深津栄一『国際法秩序と経済制裁』(北樹出版,1982年),30頁.
- 3) 川田侃,大島英樹『国際政治経済辞典』(東京図書,2003年),188頁.
- 4) 「国連憲章」第39条:国連安全保障理事会は平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに国際の平和及び安全を維持し又は回復するために勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるか決定する。
- 5) 庄司克宏「欧州連合(EU)におけるテロ対策法制—その現状と課題—」『市民生活の自由と安全—各国のテロ対策法制—』(成文堂,2006年),84頁.
- 6) US Department of The Treasury, 311 Actions <<http://www.treasury.gov/resource-center/terrorist-illicit-finance/311-Actions/Pages/311-Actions.aspx>> (Opened Oct. 21, 2012)  
マナー・ローンダリング主要懸念銀行: Banco Delta Asia (Macau), Myanmar Mayflower Bank (Burma), Asia Wealth Bank of Burma (Burma), Commercial Bank of Syria (Syria), Syrian Lebanese Commercial Bank (Syria), Infobank (Belarus), Lebanese Canadian Bank SAL (Lebanon), Islamic Republic of Iran (Iran), JSC Credit Bank (Belarus)が指定されている。
- 7) 司法管轄権の域外適用規定として「米国の域外

で行われた金融犯罪も、その手段、収益が米国を経由し米国に存する限り、米国内の罰則を適用する」(第317条、第323条、第377条)と定められている。

- <sup>8)</sup> US Department of The Treasury, Treasury Designates Banco Delta Asia as Primary Money Laundering Concern under USA PATRIOT Act (Sep. 15, 2005) <<http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/js2720.aspx>> (Opened Oct. 21, 2012)
- <sup>9)</sup> Reed Business Information, Bankers Almanac (International Banks A-E) (Reed Business Information, 2008), pp. 651.
- <sup>10)</sup> United States Senate. Permanent Subcommittee on Investigations. 2008. United Nations Development Program : A Case Study of North Korea (United States Senate, 2008), pp. 17-39. (Jan. 23, 2008) <<http://www.undp.org/dprk/docs/UNDP-senate-report.pdf>> (Opened Oct. 21, 2012)
- <sup>11)</sup> ウォルフスバーグ・グループは、民間の大手12行により構成される民間グループであり、アンチ・マネーロンダリング、テロ資金対策、顧客確認等に関する金融業界の標準を作成する事を目的としている。民間の大手銀行は、ABN AMRO、Banco Santander、Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ、Barclays、Citigroup、Credit Suisse、Deutsche Bank、Goldman Sachs、HSBC、JP Morgan Chase、Societe Generale、UBSの12行である。
- <sup>12)</sup> The Wolfsberg Group 『コルレス銀行業務に関するFAQ集』 The Wolfsberg Group, <<http://www.wolfsberg-principles.com/pdf/CB-FAQ-japanese.pdf>> (検索日：2012年10月21日)
- <sup>13)</sup> 中島真志『SWIFTのすべて』(東洋経済新報社, 2009年), 1-2頁。  
SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)は、金融機関の金融取引に関するメッセージ通信を国際的なネットワークにより提供する組織で、世界200カ国以上、8,000以上の金融機関を結んで、国際的な支払メッセージの伝送サービスを行っている。
- <sup>14)</sup> US Department of The Treasury, Financial Sanctions <<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>> (Opened Oct. 21, 2012)
- <sup>15)</sup> David Copyright, George A. Lopez ed. 2002. Tar-

geted Financial Sanctions : Smart Sanctions That Do Work, Smart Sanctions Targeting Economic Satecraft, by Rogers, David Cortright, George A. Lopez, Elizabeth S. Rogers. Rowman & Littlefield, pp. 34.

- <sup>16)</sup> US Department of The Treasury, Federal Register (Vol. 73, No. 174, 51933) Economic Sanctions Enforcement Guidelines (Sep. 8, 2008) <[http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/fr73\\_51933.pdf](http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/fr73_51933.pdf)> (Opened Oct. 21, 2012)
- <sup>17)</sup> Danne E. Rennack, North Korea : Economic Sanctions (CRS Report for Congress, 2007), pp. 17.
- <sup>18)</sup> US Department of The Treasury, An Overview of Sanctions with Respect to North Korea (May. 6, 2011) <<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/nkorea.pdf>> (Opened Oct. 21, 2012)
- <sup>19)</sup> 国連安全保障理事会は北朝鮮に対して、二つの国連安保理決議に基づいて経済制裁を実施している。その第一が2006年10月9日に北朝鮮による核実験の実施を受けて2006年10月14日に採択した「国連安保理決議第1718号」、第二が2009年5月に二度目の核実験に対して2009年6月12日に採択した「国連安保理決議第1874号」である。
- <sup>20)</sup> US Department of Treasury, Executive Order 13466 of June 26, 2008 Continuing Certain Restrictions With Respect to North Korea and North Korean Nationals (June. 26, 2008) <<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/nkeo.pdf>> (Opened Oct. 21, 2012)
- <sup>21)</sup> Congressional Record, Jun. 26, 2008, S6281.
- <sup>22)</sup> 『読売新聞』2007年6月15日.
- <sup>23)</sup> 川田侃, 大島英樹, 同書, 188頁.

## 引用文献

### 【書籍 (英文)】

- Brendan Taylor, *Sanctions as Grand Strategy*. Routledge, 2010, pp17, pp33.
- Carl Levin, Norms Coleman, *United Nations Development Program: A Case Study of North Korea*. United States Senate, 2008, pp17-39.
- David Cortright, George A. Lopez, and Elizabeth S. Rogers, *Targeted Financial Sanction : Smart Sanctions That Do Work in Smart Sanctions*

- Targeting Economic Statecraft*. Rowman & Littlefield Publishers, Inc, 2002, pp26-30, pp33-53.
- David Copyright, George A. Lopez ed. 2002. *Targeted Financial Sanctions : The U. S. Model, Smart Sanctions Targeting Economic Statecraft*. Rowman & Littlefield Publishers, Inc, pp53.
- Dianne E. Rennack, *North Korea: Economic Sanctions*. CRS Report for Congress, 2007, pp17-18.
- Gary Cyde Hufbauer, Jeffrey J. Schott, and Kimberly Ann Elliott, *Economic Sanctions Reconsidered : History and Current Policy, Second edition*. Institute for International Economics, 1990.
- Hedley Bull, "The Great Irresponsible? The United States, The Soviet Union and World Order," *International Journal*, vol.35, no.3, 1980, pp437-447.
- Jean Marc Blanchard, Norrin Ripsman, "Asking the Right Question : When Do Economic Sanction Work Best?" *Security Studies*, Vol. 9, nos. 1-2, 1999-2000, pp219-253.
- Johan Galtung, *On the Effects of International Economic Sanctions: With Examples from the Case of Rhodesia*. *World Politics*, vol. 19, no. 3, April 1967, pp409.
- Kimberly Ann Elliott, *Analyzing the Effects of Targeted Sanction, in Smart Sanctions Targeting Economic Statecraft*. Rowman & Littlefield Publishers, Inc, 2002, pp175-177.
- Lally A. Niksch, *Korea-U.S.Relations : Issues for Congress*. CRS Report for Congress, 2007. pp14.
- Reed Business Information, *Bankers Almanac*. Reed Business Information, 2002, pp65.
- Ronald A. Brand, *Fundamentals of International Business Transactions*. Kluwer Law International, 2006, pp306-311.
- T. Clinton Morgan, Valerie L. Schwebach, *Fool Suffer Gladly: The Use of Economic Sanctions in International Studies Quarterly*, vol.41, no.1, 1997, pp27-50.
- US Department of Treasury, *Office of Public Affairs, Before the Senate Committee on Banking, Housing and Urban Affairs*, 2006, pp16.
- US Department of Treasury, *OFAC Regulations For Financial Community*. US Department of Treasury, 2009. pp14.
- 【書籍 (邦文)】**
- 上山和雄『北米における総合商社の活動—1896～1941年の三井物産—』日本経済新聞社、2005年、548頁。
- 大沢秀介「アメリカ合衆国におけるテロ対策法制—憲法を中心として—」『市民生活の自由と安全—各国のテロ対策法制—』成文堂、2006年、1頁。
- 内閣法制局法令用語研究会『有斐閣 法令用語辞典』有斐閣、1993年、776頁。
- 川田侃、大島英樹『国際政治経済辞典』東京図書、2003年、188頁。
- 財団法人日本国際問題研究所『G・W・ブッシュ政権期の日米外交安全保障政策資料集—米国側資料—』財団法人日本国際問題研究所、2006年、34頁。
- 財団法人平和・安全保障研究所『国連安保理決議による経済制裁』財団法人平和・安全保障研究所、2007年、43-45頁、50頁。
- 参議院.外交防衛委員会調査室『北朝鮮の核開発問題と六者会合(上)』参議院.外交防衛委員会調査室、2006年、7頁。
- 庄司克宏「欧州連合(EU)におけるテロ対策法制—その現状と課題—」『市民生活の自由と安全—各国のテロ対策法制—』成文堂、2006年、84頁、207頁。
- ジョージ・W・ブッシュ『決断のとき(上)』日本経済新聞社、2011年、208頁、237頁。
- 中島真志『SWIFTのすべて』東洋経済新報社、2009年、1-2頁、306-307頁。
- 深津栄『国際法秩序と経済制裁』北樹出版、1962年、2頁、30頁。
- 古川勝久「国土安全保障戦略の形成と政権基盤への影響—『先制攻撃型ドクトリン』の対テロ活動への適用—」『G・W・ブッシュ政権とアメリカの保守勢力—共和党の分析—』財団法人日本国際問題研究所、2003年、265頁、278頁。
- 吉村祥子『国連非軍事的制裁の法的問題』国際書院、2003年、134頁、228頁。
- 【論文、定期刊行物】**
- 大沢秀介「アメリカのテロ対策と人権問題」『国際問題』526号、2004年1月、49頁。
- 落合浩太郎「ポスト冷戦期の経済制裁(2)」『学術と文化』10号、2000年1月、53頁。
- ジェームズD.スリア、ジュディスA.リー「OFAC、外国銀行に新たな法執行ガイドラインを活用」『日本版EXPORT CONTROL NEWS』2009年11月号、2009年11月、3-6頁。

高月昭年「マネー・ローンダリングと米国の対応」『国際金融』1044号, 2000年4月, 93頁.

平野美恵子、土屋恵司、中川かおり「米国愛国者法（反テロ法）（上）」『外国の立法』214号, 2002年11月, 10-46頁.

古谷修一「国際テロリズムに対する国連安保理の対応—立法的・行政的機能の拡大—」『国際問題』570号, 2008年4月, 45-55頁.

#### 【ウェブサイト】

U.S. Department of State, *Diplomacy Action, Executive Order 13224* (Sep. 25, 2001)

<<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/13224.pdf>> (Opened Oct. 21, 2012)

U.S. Department of State, *Executive Order 13382 Blocking Property of Weapons of Mass Destruction Proliferators and Their Supporters* (June. 28, 2005)

<<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/wmd.pdf>> (Opened Oct. 21, 2012)

US Department of Treasury, *Executive Order 13466 of June 26, 2008 Continuing Certain Restrictions With Respect to North Korea And North Korean Nationals* (June. 26, 2008)

<<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/nkeo.pdf>> (Opened Oct. 21, 2012)

US Department of Treasury, *Executive Order 13551—Blocking Property of Certain Persons with Respect to North Korea* (Sep. 1, 2010)

<<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/Executive%20Order%2013551.pdf>> (Opened Oct. 21, 2012)

US Department of Treasury, *Executive Order 13570 of April 18, 2011 Prohibiting Certain Transactions With Respect to North Korea* (April. 20, 2011)

<[http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/04182011\\_nkeo.pdf](http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/04182011_nkeo.pdf)> (Opened Oct. 21, 2012)

US Department of The Treasury, *Financial Sanctions*

<<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>> (Opened Oct. 21, 2012)

US Department of The Treasury, *Sanctions Programs and Country Information*

<<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx>> (Opened Oct. 21, 2012)

US Department of The Treasury, *An Overview of Sanctions with Respect to North Korea* (May. 6, 2011)

<<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/nkorea.pdf>> (Opened Oct. 21, 2012)

US Department of The Treasury, *Terrorism Financial Intelligence Office of Foreign Assets Control (OFAC)*

<<http://www.treasury.gov/about/organizational-structure/offices/Pages/Office-of-Terrorism-and-Financial-Intelligence.aspx>> (Opened Oct. 21, 2012)

US Department of The Treasury, *Federal Register (Vol. 73, No.174, 51933) Economic Sanctions Enforcement Guidelines* (Sep. 8, 2008)

<[http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/fr73\\_51933.pdf](http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/fr73_51933.pdf)> (Opened Oct. 21, 2012)

US Department of The Treasury, *311 Actions*

<<http://www.treasury.gov/resource-center/terrorist-illicit-finance/311-Actions/Pages/311-Actions.aspx>> (Opened Oct. 21, 2012)

US Department of The Treasury, *Treasury Designates Banco Delta Asia as Primary Money Laundering Concern under USA PATRIOT Act* (Sep. 15, 2005)

<<http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/js2720.aspx>> (Opened Oct. 21, 2012)

The Wolfsberg Group『送金電文の基準に関するウォルフスバーグ・グループ・クリアリングハウス声明』The Wolfsberg Group, 2007年。(2007年4月19日)

<<http://www.wolfsberg-principles.com/pdf/WG-Payment-Message-Standards-Japanese.pdf>> (検索日：2012年10月21日)

The Wolfsberg Group『コルレス銀行業務に関するFAQ集』The Wolfsberg Group,

<<http://www.wolfsberg-principles.com/pdf/CB-FAQ-japanese.pdf>> (検索日：2012年10月21日)



- 国際連合広報センター『安全保障理事会決議1718 (2006)』国際連合広報センター, 2006年. (2006年11月1日)  
<http://www.unic.or.jp/new/pr06-072-J.htm> (検索日: 2012年10月21日)
- 国際連合広報センター『安全保障理事会決議1874 (2009)』国際連合広報センター, 2009年. (2009年6月12日)  
[http://www.unic.or.jp/security\\_co/res/res1874.htm](http://www.unic.or.jp/security_co/res/res1874.htm) (検索日: 2012年10月21日)
- 財団法人安全保障貿易情報センター『決議第1874号 (2009年) に従って設置された専門家パネルの報告』財団法人安全保障貿易情報センター, 2010年. (2010年12月10日)  
[http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/link/nk\\_report\\_japanese.pdf](http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/link/nk_report_japanese.pdf) (検索日: 2012年10月21日)
- 財務省『経済制裁措置及び許可手続』財務省, 2011年. (2011年12月22日)  
[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/index.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm) (検索日: 2012年10月21日)

#### 参考文献

##### 【書籍 (英文)】

- Brendan Taylor, *American Sanctions in the Asia-Pacific*. Routledge, 2009.
- Dianne E. Rennack, Shuey D. Robert, *Economic Sanctions to Achieve U.S. Foreign Policy Goals: Discussion and Guide to Current Law*. CRS Report for Congress, 1999.
- Dick K. Nanto Chanleftt-Avery Emma, *The North Korean Economy Background and Policy Analysis*. CRS Report for Congress, 2005.
- Hannah Fischer, *North Korean Provocative Actions, 1950-2007*. CRS Report for Congress, 2007.
- Hildreth A. Steven, *North Korea Ballistic Missile Threat to the United States*. CRS Report for Congress, 2006.
- Michael P. Malloy, *United States Economic Sanctions Theory and Practice*. Kluwer Law International, 2001.
- Peter A. Prahar, *Hearing on North Korea: Illicit Activity Funding The Regime*. Department of State, 2006.
- Salley J. Cummins, *Digest of United States Practice In International Law*. Oxford University Press,

2006.

The Wolfsberg Group, *The Introduction of the MT 202 COV in the International Payment Systems*. The Wolfsberg Group, 2009.

The Wolfsberg Group, *Cover Payments: Background Information and Implications of the New SWIFT Message Format (Due to go live on November 21, 2009)*, 2009.

##### 【書籍 (邦文)】

- 赤根谷達雄「第7章現代テロリズムと大量破壊兵器」『新しい安全保障論の視座』亜紀亜書房, 2007年.
- 有友圭一、上村直子、有富ビクトル、藤岡洪太郎、大橋隆、小川祐輝『マネー・ローンダリング対策の実務』ファーストプレス, 2006年.
- 市川とみ子「第3章大量破壊兵器の不拡散と国連安保理の役割」『国連安保理の機能変化』東信堂, 2009年.
- 植田降子「第1章国際安全保障—概念の変容と組織方法—」『日本と国際法の100年第10巻安全保障』三省堂, 2001年.
- 梅本哲也『核兵器と国際政治』財団法人日本国際問題研究所, 1996年.
- 外務省『外交白書2010』平成22年版. 外務省, 2010.
- 神谷不二『朝鮮戦争』中央公論社, 1966年.
- 川上高司「第8章ブッシュ・ドクトリンと同盟管理」『G・W・ブッシュ政権とアメリカの保守勢力—共和党の分析—』財団法人日本国際問題研究所, 2003年.
- 倉田秀他「6者会談と北朝鮮の原子力「平和利用」の権利—「凍結対補償」原則の展開とCVIDの後退—」東信堂, 2001年.
- ケネス・キノネス『北朝鮮 米國務省担当官の交渉秘録』中央公論新社, 2000年.
- ケネス・キノネス『北朝鮮II 核の秘密都市寧辺を往く』中央公論新社, 2003年.
- 公認AMLスペシャリスト協会『公認AMLスペシャリスト協会. 公認AMLスペシャリスト認定試験 スタディー・ガイド』第4版. 公認AMLスペシャリスト協会, 2007年.
- 小比木政夫『朝鮮戦争』中央公論社, 1986年.
- 財団法人安全保障貿易情報センター『米国輸出管理規制コンプライアンスガイド』財団法人安全保障貿易情報センター, 2007年.
- 財団法人安全保障貿易情報センター『安全保障貿易管理の周辺』財団法人安全保障貿易情報センター, 2008年.

財団法人日本国際問題研究所『G・W・ブッシュ政権期の日米外交安全保障政策資料集—日本側資料—』財団法人日本国際問題研究所, 2006年.

島田洋一『アメリカ・北朝鮮抗争史』文藝春秋, 2003年.

杉浦直彦、有友圭一、高橋さやか、関根正樹『金融犯罪対策の手引き—最前線の取組みと今後の展望—』社団法人金融財政事情研究会, 2010年.

中島真志、宿輪純一『決済システムのすべて』東洋経済新報社, 2000年.

中谷和弘「第4章安保理決議に基づく経済制裁」『国連安保理の機能変化』東信堂, 2009年.

根本忠宣『基軸通貨の政治経済学』学文社, 2003年.

納家政嗣、梅本哲也『大量破壊兵器不拡散の国際政治学』有信堂, 2000年.

廣瀬和子「第1章冷戦後世界における紛争の多様化と秩序形成のメカニズム」『日本と国際法の100年 第9巻紛争の解決』三省堂, 2001年.

防衛省『日本の防衛—防衛白書—』平成22年版. ぎょうせい, 2010年.

三菱UFJリサーチ&コンサルティング『外為法ハンドブック2010』三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2010年.

宮川眞喜雄『経済制裁』中央公論社, 1992年.

山田高敬、大矢根聡『グローバル社会の国際関係論』有斐閣, 2006年.

山本武彦『経済制裁』日本経済新聞社, 1982年.

吉村慎太郎、飯塚央子『核拡散問題とアジア—核抑止論を超えて—』国際書院, 2009.

#### 【論文、定期刊行物】

浅田正彦「国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTECジャーナル』通巻131号, 2011年1月, 14-24頁.

尾崎寛「マネー・ローンダリング規制の現在、過去、未来 第1回」『金融財政事情』通巻2861号, 2009年11月, 35-39頁.

尾崎寛「マネー・ローンダリング規制の現在、過去、未来 第2回」『金融財政事情』通巻2862号, 2009年11月, 38-42頁.

尾崎寛「マネー・ローンダリング規制の現在、過去、未来 第3回」『金融財政事情』通巻2863号, 2009年12月, 2009年. 61-64頁.

尾崎寛「マネー・ローンダリング規制の現在、過去、未来 第4回」『金融財政事情』通巻2864号, 2009年12月, 46-50頁.

尾崎寛「マネー・ローンダリング規制の現在、過去、未来 第5回」『金融財政事情』通巻2865号, 2009

年12月, 46-50頁.

警察大学校警察政策研究センター「第2章テロ対策—警察政策フォーラム、市民社会自由と安全—各国のテロリズム対策法制の現状と課題」『警察政策研究』第9号, 2005年. 69-142頁.

木宮正史「ブッシュ政権の対北朝鮮政策—対北朝鮮強硬論と多国間枠組みの狭間で—」『国際問題』526号, 2004年1月, 32-45頁.

財団法人安全保障貿易情報センター「国連の北朝鮮制裁に係る専門家パネル最終報告書の要約」『CISTECジャーナル』通巻131号, 2011年1月, 25-27頁.

平野美恵子、土屋恵司、中川かおり「米国愛国者法(反テロ法)(下)」『外国の立法』215号, 2003年2月, 1-86頁.

吉川満「米国の国際マネー・ローンダリング防止法」『財經詳報』2290号, 2002年2月号, 2002年, 23-26頁.

和家泰彦「外為法に基づく資産凍結等経済制裁措置及び外国為替検査」『ファイナンス』2010年1月号, 2010年1月, 2-7頁.